

砂川市都市計画マスタープランの公表について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針である、砂川市都市計画マスタープランを定めたので、次のとおり告示し、当該基本方針を公衆の縦覧に供する。

令和4年3月29日

砂川市長 善岡雅文

1. 基本方針の名称

砂川市都市計画マスタープラン

2. 基本方針の縦覧場所

砂川市西7条北2丁目1番1号

砂川市建設部土木課